

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第5号

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(昭和60年野田市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

川間小学校から尾崎小学校へ	日の出町	1番地～15番地
---------------	------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。